看護小規模多機能型居宅介護費

加算•減算名	実施	体制	†	加算・減算	加算•減算適用要件	
定員超過利用減算		0	減算	70/100	登録者の数が市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えた場合	
人員基準欠如減算			算	70/100	従業者が指定地域密着型サービス基準に定める員数をおいていないこと。	
サテライト体制未整備減算		0	減算	97/100	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、訪問看護体制減算を届出している場合 〈平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(4)〉 ① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「本体事業所」という。)が、訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものである。 ② サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前3月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとする。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、4月目以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定する。	
特別地域看護小規模多 機能型居宅介護加算	0		加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に 1月につき ない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模: 型居宅介護を行った場合は、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算として、加算する。		
過少サービスに対する 減算		0	減算	70/100	指定看護小規模多機能型居宅介護が提供する通いサービス(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合	
中山間地域等における 小規模事業所加算	0	0	加算	看護小規模多機能型用につき期利費)1月につま期利費)1日につきま10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護小規模多機能型居宅介護従業者が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合、加算される。	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	0		加算	1月につき 5/100	看護小規模多機能型居宅介護費を算定している場合であって、 <u>厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)</u> に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域(指定地域密着型サービス基準第182条において準用する第81条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合	

加算•減算名	実施	体制	,	加算•減算	加算・減算適用要件
訪問看護体制減算		0	減算	1月につき要介 護度ごとの単 位数	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護3である者については1月につき1850単位を、要介護5である者については1月につき2914単位を所定単位数から減算する。 <平成27年厚生労働省告示第95号75> 次のいずれにも適合すること。 イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者(複合型サービス費に係る短期利用居宅介護事業育を算定する者を除く。以下同じ。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 1 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。 ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算
医療保険の訪問看護を行う場合の減算	0		〇1月につき要 介護位 が 一位指示の日数 に要単位を乗じ とで得た単位数		指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等(平成27年厚生労働省告示94号)により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合 要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1850単位を、要介護5である者については1月につき2941単位を所定単位数から減算 <平成27年厚生労働省告示94号51> 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII 度又はIII 度のものに限る。)をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱随性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 〇指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。
初期加算	0		加 1日につき 算 30単位		指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間 30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様
認知症加算(I)	0		加算	1月につき 800単位	原生労働大臣が定める登録者(平成27年厚生労働省告示第94号)に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 <平成27年厚生労働省告示第94号52イ> 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 <平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(9)> ①「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。

加算·減算名	実施	体制	j.	끠算•減算	加算・減算適用要件			
認知症加算(Ⅱ)	0		□ 1月につき					
認知症行動·心理症状 緊急対応加算	0		加算	1月につき 200単位 (7日を限度)	短期利用居宅介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。			
若年性認知症利用者受入加算	Δ		加算	1月につき 800単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示95号18)に適合しているものとして市町村に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。 <平成27年厚生労働省告示95号18>受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。			
栄養アセスメント加算	Δ		加算	1月につき 50単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(栄養改善加算において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。			
栄養アセスメント加算 Q&A	算度理加設 加設 の	外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の 算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の 管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化 加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施 設の管理栄養士が兼務できるのか。 入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において 常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設(例:100 床以 上の介護老人保健施設)において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士につい ては、兼務することはできない。(令和3年度 VOL3 問15)						
	要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」と 科学的介護推進体制加算等と同様の取扱いであるため、令和3年介護報されているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。							
栄養改善加算	Δ		加算	1回につき 200単位 (3月以内を限 度。1月に2回 以内)	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であること。			

加算•減算名	実施制	n J	□算•減算	加算·減算適用要件
栄養改善加算Q&A	算定要 管理栄 加算を	件として 養士を 算定せ	て規定する員数 1名以上配置し	様保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の ているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化 設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施 のか。
口腔・栄養スクリーニング加算(I)	0	加算	1回につき 20単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合。ただし、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号19の2〉 〈口腔・栄養スクリーニング加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (2利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養・制度に提供していること。 (3利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の業養状態に関する情報(当該利用者が低栄養・対態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (3利用所始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する所護と援事門員に提供していること。 (3)通所が健養等算定方法第1号、第2号、第6号、第11号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないと。 (4)第定わが属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないとと。 (4)第定わび属する月であるままのは、1号を20号に利益を対して、1の第である若しくは当該栄養を書サービスを受けている間であるましくにも該とないとと。 (2)当該利用者が口腔機能向上加算の募定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 (2)当該利用者が口腔機能向上が真の募定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。ただし、大臣基準第51号の60に規定する場合にあっては、口腔スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第51号の60に規定する場合にあっては、口腔スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援・関係といてきる。 (3) 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援・関係に対している者といている者というに対している者というに対している者というに対している者というに対している者とのできなが表にありませいが表している者というに対している。 「はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算	加算・減算適用要件		
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算(II)	0		加算	1回につき 5単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号19の2> ロ 口腔・栄養スクリーニング加算 次に掲げる基準のいずれ(かに適合すること。(1)次に掲げる基準に適合すること。 ① イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。		
ロ腔・栄養スクリーニン グ加算Q&A		令和2年10 月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和 (令和3年度 VOL3 問20) 3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。					
口腔機能向上加算(I)	Δ		加算	1回につき 150単位			

加算•減算名	実施	体制	j	加算•減算	加算・減算適用要件		
口腔機能向上加算(Ⅱ)	Δ		加算		厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示第95号〉 ロ 口腔機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (2)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (3)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。		
褥瘡マネジメント加算 (I)	0		加算	1月につき 3単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、褥瘡マネジメント加算 II を算定している場合においては、算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号71の2〉 イ 褥瘡マネジメント加算 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2) (1)の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。 (3) 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること。 (4) (1)の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。 〈平成18年3月31日を計発第0331005号を振発第0331005号を発発第0331018号第2の9(26)〉 ② 褥瘡マネジメント加算(I)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71号の2イに掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員(褥瘡マネジメント加算(I)を算定する者を除く。)に対して算定できるものであること。		
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	0		加算	1月につき 13単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、褥瘡マネジメント加算 I を算定している場合においては、算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号71の2〉 ロ 褥瘡(じょくそう)マネジメント加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生のないこと。		
	れたの世を参	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					

加算·減算名	実 体 制	加算•減算		加算•減算適用要件
褥瘡マネジメント加算Q &A		ネジメント加算(Ⅱ)に⁻ ば、加算の算定は可	ついて、施設入所後に褥瘡が発生し、治癒後に再発 能か。	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定可能である。施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあった入所者について、入所後に褥瘡が発生した場合はその期間褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できず、褥瘡の治癒後に再発がない場合は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)を算定できる。 (令和3年度 VOL3 問104)
&A			:「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とい場合」とはどのような場合か。	・やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき 月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することと なり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関 わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提 出ができなかった場合がある。 ・また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者につい て、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等で あっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能で ある。 ・ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要が ある。 (令和3年度 VOL3 問16)
			用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情 に当たって、利用者の同意は必要か。	LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。(令和3年度 VOL3 問17)
振春マネジメント加質O			るが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定 は算定できないのか。	加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。 (令和3年度 VOL3 問18)
褥瘡マネジメント加算Q &A	算、個別村 ロ、リハビ 法及び言 して、老人	幾能訓練加算(Ⅱ)、リ ションマネジメ 語聴覚療法に係る加 、保健健康増進等事	ADL維持等加算(I)若しくは(II)、自立支援促進加Iハビリテーションマネジメント加算(A)口若しくは(B)ント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療 『算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際業において一定の読み替え精度について検証さればみ替えたものを提出してもよいか。	当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、 — BIに係る研修を受け、 — BIへの読み替え規則を理解し、

加算・減算名	実施	体制	t	끠算∙減算	加算・減算適用要件		
					厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
排せつ支援加算(I)	0		加算	1月につき 10単位	〈平成27年厚生労働省告示第95号71の2〉 排せつ支援加算(I)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも六月に一回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (2)(1)の評価の結果、排せつに介護を要する入所者又は利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該入所者又は利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施していること。 (3)(1)の評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者又は利用者ごとに支援計画を見直していること。		
					<平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(27)> ② 排せつ支援加算(Ⅰ)は、原則として要介護度3以上の利用者全員を対象として利用者ごとに大臣基準第71 号の3に掲げる要件を満たした場合 に、当該事業所の要介護度3以上の利用者全員(排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除く。)に対して算定できるものであること。		
					厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
排せつ支援加算(Ⅱ)	0		加算		〈平成27年厚生労働省告示第95号71の2〉 口 排せつ支援加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ①イ(1)の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時又は利用開始時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。 ②イ(1)の評価の結果、施設入所時又は利用開始時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれるものについて、おむつを使用しなくなったこと。		
排せつ支援加算Ⅲ	0		加算	1月につき 20単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、継続的に利用者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号71の2〉 ハ 排せつ支援加算(皿) イ(1)から(3)まで並びにロ(2)(一)及び(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
				が自立している。 算定が可能なの	入所者又は排せつ状態の改善が期待できない入所 か。 が高 を が高 が。 が高 が高 が高 が高 が高 が高 が高 が算定可能である。 (令和3年度 VOL3 問101)		
排せつ支援加算Q&A			せつ支援加算(II)又は(II)の算定要件について、リハビリパンツや尿失禁 使用目的によっても異なるが、リハビリパンツの中や尿失禁パッドを用 ド等の使用は、おむつの使用に含まれるのか。				
			、夜	間のみのおむつ)の算定要件について、終日おむつを使用していた 使用となった場合は、排せつ状態の改善と評価しての使用が終日から夜間のみになったとしても、算定要件を満たすものではない。 (令和3年度 VOL3 問103)		

加算•減算名	実 体 加算・減算		加算•減算適用要件
			やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき 月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することと なり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関 わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提 出ができなかった場合がある。 また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者につい て、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等で あっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能で ある。 ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要が ある。
 		用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情 に当たって、利用者の同意は必要か。	LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。
	加算を算定しようと考えてい に係る同意が取れない場合に	るが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定 には算定できないのか。	加算の算定に係る同意が得られない利用者又は入所者がいる場合であっても、当該者を含む原則全ての利用者又は入所者に係る情報を提出すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者又は入所者について算定が可能である。

加算•減算名	実施	体制	7	加算•減算		加算·減算適用要件
	算口法して	個別 リハI なび言 、老	機能ごりず語明人保	訓練加算(Ⅱ)、! ・一ションマネジス ・見療法に係る力 健健康増進等事	ADL維持等加算(I)若しくは(I)、自立支援促進加 Jハビリテーションマネジメント加算(A)口若しくは(B) メント計画書情報加算又は理学療法若しくは作業療 口算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際 業において一定の読み替え精度について検証され 表み替えたものを提出してもよいか。	BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、 BIに係る研修を受け、 BIに係る研修を受け、 BIへの読み替え規則を理解し、 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する。 等の対応を行い、提出することが必要である。 【通所系・居住系サービス】 ※ 平成30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30 年3月23 日)問30、問31 は削除する。 ※ 平成30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(平成30 年8月6日)問2は削除する。
科学的介護推進体制加 算		0	加算	1月につき 40単位	指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知 していること。 (2) 必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画(知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出 指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能居宅介護計 型居宅介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定看護小規模多機能型居宅
					「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とい場合」とはどのような場合か。	やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき 月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することと なり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関 わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提 出ができなかった場合がある。 ・また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者につい て、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等で あっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能で ある。 ・ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要が ある。
科学的介護推進体制Q &A	報が加	算を	算定	が、情報の提出	用者の氏名や介護保険被保険者番号等の個人情に当たって、利用者の同意は必要か。 るが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定は算定できないのか。	LIFEの利用者登録の際に、氏名や介護保険被保険者番号等の個人情報を入力いただくが、LIFEのシステムにはその一部を匿名化した情報が送られるため、個人情報を収集するものではない。そのため、加算の算定に係る同意は必要ではあるものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。(令和3年度 VOL3 問17)

加算•減算名	実 体 制	加算•減算	加算·減算適用要件
	算、個別 ロ、リハ 法及び言 して、老	機能訓練加算(Ⅱ)、リ ビリテーションマネジメ 語聴覚療法に係る加 人保健健康増進等事	BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、 - BIに係る研修を受け、 - BIへの読み替え規則を理解し、 - 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。 【通所系・居住系サービス】 ※ 平成30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30 年3月23 日)問30、問31は削除する。 ※ 平成30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.6)(平成30 年8月6日)問2は削除する。 (令和3年度 VOL3 問19)

加算•減算名	実施	体制	加]算•減算	加算・減算適用要件
退院時共同指導加算	0		加 算	退院又は退所 につき1回 特別な管理を 必要とする和 日者につい限り 600単位	病院、診療所、介護老人保健施設又は小護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居を介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス(利用者の居宅を訪問して行う指定地域密港型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス(以下「看護サービス」という。)をいう。以下同じ。)を行った場合 当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とせる利用者(別に厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示第94号)にあるものをいう。以下同じ。)については2回)に限り加算 〈平成27年厚生労働省告示第94号53〉 次のいずれかに該当する状態 ・イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。))に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理者しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ロ 医科診療報酬。点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理となどれる状態 ハ 人工肛につう門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 エ 真皮を越える循瘤によくそうの状態

加算・減算名	実 体 制	; ;	加算•減算		加算·減算適用要件
			引指導を実施したな 指導加算を算定で	2ヶ月後に退院後初回の訪問看護を行った場合は きるのか。	算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。(平24.3版 VOL267 問39)
	退院印	持共同	7指導加算を2ヵ所	の訪問看護ステーションで算定できるのか	退院時共同指導加算は、1回の入院について1回に限り算定可能であるため、1ヵ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1回の入院につき2回算定可能な利用者)について、2ヵ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を行った場合は、2ヵ所の訪問看護ステーションでそれぞれ1回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。(平24.3版 VOL267 問40)
退院時共同指導加算 Q&A		るが、			算定できる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後 1度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定で きる。
					(例1)退院時共同指導加算は2回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問 看護の実施
					(例2)退院時共同指導加算は1回算定できる 入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施 (平24.3版 VOL267 問41)
				業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族	省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問するこて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)
				<平成27年厚生労働省告示第95号76> 利用者又はその家族から電話等により看護に関す	する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。
緊急時訪問看護加算	0	加算		① 緊急時訪問看護加算については、利用者又は制にある事業所において、当該事業所の看護師等することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある。② 緊急時訪問看護加算については、介護保険のとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合に護看護」を利用した場合の当該各サービスにおける24時間対応体制加算は算定でる。 緊急時訪問看護における24時間対応体制加算は算定でる。 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対しサービスを受けようとする利用者に説明するに当た受けていないか確認すること。	第90331005号 老老発第0331018号 第2の9(13)>はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問る場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものには、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護〔定期巡回・随時対応型訪問介め緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該きないこと。 、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護でつては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を分間では、当該利用者に対して、他の事業所が多島時訪問看護加算に係る訪問看護を分間では、当該利用者に対して、他の事業所を選定する上で必要な情報として届け出させ
				④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅	:介護支援事業所が複合型サービス事業所を選定する上で必要な情報として届け出る ては、第1の1の(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

加算•減算名	実施	本訓	加算•減算	加算·減算適用要件
特別管理加算(I)	0	加算		指定看護小規模多機能型介護に関し特別な管理を必要とする利用者として <u>厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示94号)</u> のイに該当する状態にある者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示94号54〉 イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 〈平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(14)〉 ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。
特別管理加算(Ⅱ)	0	加算		③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。 指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示94号)の口からホに該当する状態にある者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護(看護サービスを行う場合に限る。)の実施に関する計画的な管理を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示94号54〉 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 〈平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(14)〉 ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。

加算•減算名	実体 制	加算•減算		加算·減算適用要件
	理学療法できる		護のみ利用する利用者について特別管理加算は算	特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、 当該状態に係る計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステーションの理学療法士等によるリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する 利用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般 的には当該加算は算定できない。(平15.4版 Q&A 2訪問看護 問7)
特別管理加算Q&A			を利用する場合の特別管理加算について、「その配 aられる」とされているが、その具体的な内容につい	特別管理加算については、1人の利用者に対し、1カ所の事業所に限り算定できるが、 複数の訪問看護事業所が関わっている場合は、1カ所の事業所が加算を請求した後 に、事業所間で協議して、各事業所の特別管理に係る業務の比重に応じて当該請求に 係る収入を案分することになる。(平15.4版 Q&A 2訪問看護 問5)
	が、定期: ど訪問看	巡回•随時対応型訪	者につき1ヵ所の訪問看護事業所しか算定できない 問介護看護又は複合型サービスを利用する場合な 美所であれば同一月に複数の事業所で特別管理加	訪問看護を利用中の者は、同時に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用することはできないため算定できない。ただし、月の途中で訪問看護の利用を中止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの利用を開始する場合等は当該月に複数のサービスを利用することになるが、このような場合であっても特別管理加算は1人の利用者につき1事業所しか算定できないため、費用の分配方法については事業所間の合議により決定されたい。なお、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算(2回算定出来る場合を除く)についても同様の取扱いとなる。(平24.3版 VOL267 問30)

加算·減算名	実体加算・減算		加算	•減算:	適用要	件				
		必要があると認められる状態」として、特別管理加 ☆示は在宅患者訪問点滴注射指示書であることが必	通常の訪問	看護指	示書その	の他の様	式であって	も差し支	えない。た	があることがわかれば 上だし、点滴注射の指 OL267 問32)
		必要があると認められる状態」として、特別管理加またがって週3日の要件を満たす場合はどのように	例えば4月2 場合(指示! を算定する 月、5月それ	28日(土 期間 * 1 。加算に いぞれ3回 上記の	曜日)か)は、算 は医師の 可以上点 場合、5	ら5月4日 定要件を 指示期間 滴を実施 月中に再	日(金曜日) 満たす3日 間につき1回 をしても両 耳度点滴注	までの7E 目の点滴]算定でき]で特別 射の指示	間点滴を を実施し るが、月 管理加算を (*2)がも	算定可能である。 主実施する指示が出た た4月に特別管理加算 をまたいだ場合でも、4 を算定することはでき あり要件を満たす場合
特別管理加算Q&A				∃ 4/22	月 23	火 24	水 木		土 28 点滴	
				29 点滴	30 点滴	5/1 点滴	2 3 点滴 点流 指示期間 * 1		5	
				6	7	8	9 10	11	12	
				13 点滴 指示	14 期間*2	15 点滴	16 1 点		19	

加算•減算名	実施	体制	加]算 • 減算	加算・減算適用要件
ターミナルケア加算	0		加算	死亡月 2000単位	在宅又は指定複合型サービス事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看徳小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日代
ターミナルケア加算Q&A	に入こと	.院し2 か。	24 時	間以内に死亡し	RIC2日以上ターミナルケアをしていれば、医療機関 ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24 時間以内に死亡が確認された場た場合にもターミナルケア加算を算定できるという 合に算定することができるものとする。(平21.4版 VOL79 問17)
, TINI, MATERIAL					に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回 算定できる。最後に実施した保険制度において算定すること。(平24.3版 VOL267 問35)

加算•減算名	実施	体制	t	加算•減算			加算•減算適	i用要件			
看護体制強化加算		0	加算	(I) 1月につき 3,000単位	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生党機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用定単位数を加算する。 〈平成27年厚生労働省告示第95号78〉次のいずれにも適合すること。 イ 看護体制強化加算(I) (1) 算定日が属する月の前3月間において、指定利用居宅介護費を算定する者を除く。以下同じ。)の総の分の80以上であること。 (2) 算定日が属する月の前3月間いおいて、指定算を算定した利用者の占める割合が100分の50以(3) 算定日が属する月の前3月間において、指定では、1年間では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、指定では、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間において、1年間によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	者 看談 看上看る看の	への指定看護小規 養小規模多機能型別 のうち、主治の医師 養小規模多機能型別 であること。 養い規模多機能型別 こと。 護い規模多機能型別 では、規模多機能型別 でと、 でと、 でと、 をでい規模を機能型別 でと、 をでいました。 をでいまた。 をでいた	模多機能型居宅介 書宅介護事業所に ま宅介護事業所に 居宅介護事業所に 居宅介護事業所に 居宅介護事業所に	↑護の提供体制を発 こおける利用者(複名 言護サービスを提供 こおける利用者の総 こおける利用者の総 こおけるターミナル・ なり上であること。	会型サービス費に にした利用者の占数のうち、緊急的数のうち、特別管ケア加算(指定地	1月につき所 に係る短期利 める割合が1 寺訪問看護加 管理加算を算 は域密着サー
		0	加算	(Ⅱ) 1月につき 2,500単位	(国) 登録性で行為重要表現行為線階級の記算 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生党 能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者 単位数を加算する。 〈平成27年厚生労働省告示95号78〉 口 看護体制強化加算(II) 上記イ(1)から(3)までのすべてに適合すること	労(へ)	動省告示95号)に適 の指定看護小規模:	適合しているものと 多機能型居宅介記	として市町村長に届 養の提供体制を強化	け出た指定看護 とした場合は、1)	小規模多機用につき所定
					月間において、当該事業書が提供する看護サービ		貴見のとおりである	。(平27. 1版 V	OL454 問175)		
	ても	٤1,	して	数えること」とは、	当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっ 例えば、3~5月にかけて継続して利用している利			3月	4月	5月	7
	用者	fΑlt	1人、	、3月に利用が修	了した利用者Bも1人と数えるということでよいか。		利用者A	0	0	0	1
							利用者B	(I)			
							利用者C	0	(入院等)	\bigcirc (\blacksquare)	
看護体制強化加算 Q&A							: 指定訪問看護の抗 : 特別管理加算を算		った月		
	仮	IE. 6	6月に	⊆算定を開始する		てを仮めな	訪問看護体制強化) 看護サービスを提供 算定した実利用者の に、6月に算定を開 、5月分は見込みと お、5月分を見込みと お、5月分を見込みと	供した実利用者の の割合を算出する 1始する場合は、5 :して3月・4月・5月 として届出を提出	割合、特別管理加算 必要がある。 月15日以前に届出 月の3月間の割合を した後に、加算が算	算及び緊急時訪問を提出する必要は 算出することとなる。 算にされなくなる。	問看護加算 があるた よる。 犬況が生じた

加算·減算名	実施	体制	ţ	加算•減算	加算・減算適用要件
					別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供体制を強化した場合に1月につき所定単位数を加算
訪問体制強化加算		0	加算	1月につき1,000 単位	〈平成27年厚生労働省告示第95号78の2〉次のいずれにも適合すること イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス(看護サービスを除く。以下同じ。)の提供に当たる常勤の従業者 (保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。)を2名以上配置していること。 ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200 回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって都道府県知事の登録を受けたものに限る。)を併設している場合は、登録者の総数のうち指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ(1)を算定する者のしめる割合が100分の50以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。
					〈平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 第2の9(17)〉 ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。 ③ 「訪問サービスの提供回数」は、1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。
訪問体制強化加算Q & A	業療を含	i は にむ) る	:又に を提信	は言語聴覚士を降	師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作 貴見のとおりである。サービスの提供内容に関わらず、看護師等が訪問した場合につ 余いう。)が訪問サービス(医療保険による訪問看護 いては、当該加算の算定要件である訪問サービスの訪問回数として計上できない。(平 当該加算の要件となる訪問回数として計上できな 30.3版 VOL629 問120)
総合マネジメント体制強 化加算		0		1月につき1,000 単位	別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。 <平成27年厚生労働省告示第95号79> 次のいずれにも該当すること。 イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ロ 地域の病院、診療所、介護を人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
総合マネジメント体制強 化加算Q&A	時看とが	関係 き師、 とされ シ要カ	者(ノ 介護 いて い。ま	♪規模多機能型 職員その他の関 ゝるが、個別サー	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多居宅介護の場合は、介護支援専門員、看護師、推機能型居宅介護を提供する事業所は、日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービス計画の見直しに当たり全ての職種が関わることに表計画の見直しが多職種協働により行われたこと

加算・減算名	実施	体制	j	加算•減算	加算・減算適用要件
サービス提供体制強化加算(I)		0	加算	イを算定している場合1月につき750単位 ロを算定している場合1日につき25単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I 、II は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号80イ>サービス提供体制強化加算次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 (3) 次のいずれかに適合すること。 ①当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ②当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (4) 通所介護費等算定方法第11号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
サービス提供体制強化 加算(II)		0	加算	き 640単位 ロを算定してい る場合1月につ	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所が、登録者に対し、指定複合型サービスを行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算 I 及び皿は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号80ロ> (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護企業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること(2) イ(1)、(2)及び(4)に該当するものであること
サービス提供体制強化 加算Ⅲ		0	加算	イを算定している場合1月につき350単位 ロを算定している場合1月につき 12単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号80)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定複合型サービス事業所が、登録者に対し、指定複合型サービスを行った場合ただし、サービス提供体制強化加算 I 及び II は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号80ハ> ① 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者(保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 ③ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

加算•減算名	実施	体制	加算•減算	加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加算 (I)	0		102/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)は算定しない く平成27年厚生労働省告示第95号81イ〉 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を請じていること。 (2) 指定銀別入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第2525条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあいては、指定都市又は中核市の市長。)に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に配け出ること。 (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者(保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (8) 不規でする状態員の経験者に関知していること。。 (9) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。。 (9) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。。(5) 「ごいて、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(6) ⑤にこいて、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。(6) 第1のの場改善に要して費用を全ての職員に周知していること。(6) 第1のの過改善に要して費用を全ての職員に周知していること。

加算•減算名	実施	体制	j.	끠算•減算	加算·減算適用要件
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	0		加算	74/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(II)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号81口>イ(1)から(6)まで、(7)(-)から(四) まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
介護職員処遇改善加算 (皿)	0		加算	41/1000	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、介護職員処遇改善加算(I)(I)を算定している場合においては、介護職員処遇改善加算(I)(I)(I)(IV)(V)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号81ハ> (1) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合適合すること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件のすべてに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の脂質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b alこついて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の結果(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

加算・減算名	実体 加算・減算 施制	加算・減算適用要件
	介護職員処遇改善計画書における賃金改善実か。	可能となるため、その賃金改善実施期間についても原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。なお、交付金を受けている場合等により、賃金改善期間の重複が発生する等の理由がある場合は、賃金改善実施期間を6月から翌年5月までとするなど柔軟な対応をとられたい。 (平24.3版 VOL267 間224)
	介護職員処遇改善計画書、実績報告の様式を	またいで複数事業所を一括して法人単位で介護職員処遇改善計画書を作成することも あり、事務の簡素化の観点から、特段の事情のない限り同様式例を活用して頂きたい。
介護職員処遇改善加算 Q&A	介護職員の資質向上の支援に関する計画には 要か。	(平24.3版 VOL267 問226) ・具体的にどのような内容が必 当該計画については、特に基準等を設けておらず、事業者の運営方針や事業者が求める介護職員像及び介護職員のキャリア志向に応じて適切に設定されたい。また、計画の期間は必ずしも賃金改善実施期間と合致しなくても良い。なお、目標を例示すれば、次のようなものが考えられる (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービス提供するために、介護職員が技術・能力(例:介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等)の向上に努めること。 (2) 事業所全体での資格等(例:介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等)の取得率向上 (平24.3版 VOL267 問227)
	介護職員処遇改善加算に係る、厚生労働大臣 ち、イ(6)の「労働保険料の納付が適正に行われて 容を確認すればよいか。	
	実績報告書の提出期限はいつなのか。	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する。例:加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、2か月後の7月末となる。(平24.3版 VOL267 問229)

加算•減算名	実体 制	加算•減算		加算•減算適用要件		
		パス及び労働保険約 出を求める必要があ	対付に関する確認資料は、交付金申請事業所からも るか。	は、キャリアパス及び労働保険納付に関する確認資料に変更がない場合、省略を可能とする。また、指定都市又は中核市については、都道府県から指定事務等の一環として、これらの確認資料を引き継ぐ場合については、省略を可能とする。地域密着型サービスについて、新たに市町村に届出が必要となる場合については、都道府県に提出している資料と同様のものの提出が必要となる。(平24.3版 VOL267 問230)		
	形式で判っ			賃金改善計画等の周知については、全従事者が閲覧できる掲示板等への掲示や全 従事者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で 実施することが必要である。(平24.3版 VOL267 問231)		
		月する法令に違反し、 忍するのか。	罰金以上の刑に科せられていないことは、どのよう	事業所の指定を行う際と同様に、届出を行う事業所に誓約書等の提出を求めることにより確認する。(平24.3版 VOL267 問232)		
		員の任用の際におけ ドが必要か。	る職責又は職務内容等の定めには、最低限、どの	基づいて設定することが必要である。(平24.3版 VOL267 問233)		
介護職員処遇改善加算 Q&A	合は、改め	めて都道府県知事等	作成について、当該計画の内容が変更になった場に届け出る必要があるのか。また、当該計画は、事まできないと解してよろしいか。	加算を算定する際に提出した介護職員処遇改善計画書等に変更があった場合には、必要な事項を記載した変更の届出を行う。なお、加算取得に影響のない軽微な変更については、必ずしも届け出を行う必要はない。また、介護職員処遇改善計画は収入額・支出額等を各年度、見直しをする必要があるため、各年毎に作成することが必要である。 (平24.3版 VOL267 問235)		
	還する必要	要があるのか。	算額を下回った場合、これまでの交付金と同様、返	収入額を下回ることは想定されないが、仮に加算による収入額を下回っている場合は、 一時金や賞与として支給されることが望ましい。 なお、悪質な事例については、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全 額返還となる。(平24.3版 VOL267 問237)		
	期限までとなるのか		れない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還	加算の算定要件で実績報告を行うことしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。(平24.3版 VOL267 問238)		
	うとする場	合、3月中には介護	以降に請求することとなる、4月から加算を算定しよ 職員処遇改善計画書を作成して従業員に周知しな 対応ができないのではないか。	平成24年度に交付金の承認を受けていた介護サービス事業所等については、当該認をもって、加算の算定要件を満たしたものとみなし、平成24年5月末までに、介護職処遇改善計画書及び計画書添付書類を都道府県知事等に届出をすることで算定を能とする経過措置を設定した。従って、この間に介護職員処遇改善計画書を作成し、道府県知事等に届け出ることが必要である。(平24.3版 VOL267 間239)		

加算•減算名	実 体 加算・減算 加算・減算 加算・減算適用要件	
	加算は、事業所ごとに算定するため、介護職員処遇改善加算の算定要件である介護職員処遇改善計画書や実績報告書は、(法人単位ではなく)事業所ごとに 提出する必要があるのか。 提出する必要があるのか。 加算は、事業所毎に算定をするため事業所毎の届出が原則となるが、介護サー 事業所等を複数有する介護サービス事業者等(法人である場合に限る。)である 介護サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合、介護職員処遇 計画書は、当該介護サービス事業者等が一括して作成することができる。また、『 就業規則により運営されている場合に、地域ごとや介護サービスごとに作成する できる。(平24.3版 VOL267 問240)	場合や 改善 司一の
	介護職員処遇改善計画書を単独事業所で作成する場合や同一県内の複数事業所を一括で作成する場合など、どの様式で届け出ればよいか。 本語で作成する場合など、どの様式で届け出ればよいか。 本語で作成する場合など、どの様式で届け出ればよいか。 本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、	. 都道 (いる。 なく、同 「村状
	介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額に反映しないとありますが、利 介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定には含まない。また、利用料には反映されるのか。 には通常の介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を請求することになる。 4.3版 VOL267 問242)	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算の算定要件として、介護職員処遇改善計画書や実績報 加算の算定に係る事務を滞りなく行うために必要な事務については、他の加算 告書を都道府県知事等に提出することとなっているが、当該要件を満たしている ことを証するため、計画書や実績報告書の提出を受けた都道府県知事は、(介護 給付費算定に係る体制等状況一覧表の「受理通知」は送付しているがそれとは別途に)「受理通知」等を事業所に送付する必要があるのか。	同様に
刀 護職員处週以普加昇 Q&A	交付金事業では、賃金改善は複数の給与項目で実施できたが、加算においても 介護職員処遇改善計画書には、増額若しくは新設した又はする予定である給与目の種類(基本給、手当、賞与又は一時金等)等を記載することとしているが、基実施されることが望ましい。(平24.3版 VOL267 問245)	
	交付金事業と同様に、賃金改善は常勤、非常勤等を問わず、また、一部の介護 職員を対象としないことは可能か。 「職員を対象としないことは可能か。」 「職員を対象としないことは可能がある。(平24.3版 VOL267 問246)	
	平成24年当初の特例で介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介護職員処遇改善交付金を受けていた事業所は、介護職員処遇改善加算ではどの様にみなされるのか。介護職員処遇改善交付金と要件を変更する場合や加算の取得を辞退する場合はどの様な手続きが必要か。 おし、平成24年4月1日から下記の加算を算定する事業所とみなすこととなが、一次24年5月末日までに届出に関する書類を指定権者に提出する必要がまた、加算の要件を交付金の時と変更する場合や新規に加算を取得する場合は、の届出が必要になり、加算の取得を辞退する場合は、その旨の届出が必要である。	る。た ある。 、新規
	介護職員処遇改善交付金 介護職員処遇改善加算 100% ⇒ 加算(I) 90% ⇒ 加算(I) 80% ⇒ 加算(II) (平24.3版 VOL267 問247)	
	加算算定時に1単位未満の端数が生じた場合、どのように取り扱うのか。また同様に、利用者負担の1円未満はどのように取り扱うのか。 様に、利用者負担の1円未満はどのように取り扱うのか。 「行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様になる。また、利用者負担についても現行の他の加算と同様になる。 護職員処遇改善加算額から保険請求額等を減じた額となる。 ※ なお、保険請求額は、1円未満の端数切り捨てにより算定する。 (平24.3版 VOL273 問41)	

加算·減算名	実 体 加算·減算 施 制	加算·減算適用要件
	介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えた場合、介護職員処遇改善加算はどのように算定するのか。	介護職員処遇改善加算は、サービス別の介護報酬総単位数にサービス別の加算率を乗じて算出する。 その上で、利用者負担を算出する際には、まず介護報酬総単位数が区分支給限度基準額を超えているか否かを確認した上で超えている場合には、超過分と当該超過分に係る加算は保険給付の対象外となる。(平24.4版 VOL284 問12)
	複数のサービスを利用し、区分支給限度基準額を超えた場合、どのサービスを 区分支給限度基準額超過の取扱いとするのか。また、それは誰がどのように判断 するのか。	これまでの取扱いと同様に、いずれのサービスを区分支給限度基準額超過の取扱いとしても構わない。また、ケアプラン作成時に、ケアマネジャーがどのサービスを区分支給限度基準額超過とするかについて判断する。(平24.4版 VOL284 問13)
	賃金改善実施期間は、加算の算定月数より短くすることは可能か。	加算の算定月数と同じ月数とすること。(平24.4版 VOL284 問14)
	介護職員処遇改善交付金を受けておらず、平成24年4月から新規に介護職員 処遇改善加算を算定する事業所について、国保連からの支払いは6月になるの で、賃金改善実施期間を6月からとすることは可能か。	賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までの1年間とすることとしているが、6月からの1年間として取扱うことも可能である。(平24.4版 VOL284 問15)
	介護職員処遇改善実績報告書の「介護職員処遇改善加算総額」欄には保険請求分に係る加算総額を記載するのか。	保険請求分に係る加算額(利用者1割負担分を含む)と区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を合算した額を記載することとし、その内訳が分かるようにすること。(平24.4版 VOL284 問16)
	地域密着型サービスの市町村独自加算については、介護従事者処遇改善加算の算定における介護報酬総単位数に含めてよいか。	介護報酬総単位数に含める取扱いとなる。(平24.4版 VOL284 問17)
介護職員処遇改善加算 Q&A	れとも新設の介護職員処遇改善加算(I)のみを取得すると上乗せ分も得られるのか。	新設の介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)(I)に設定されているサービスごとの加算率を1月当たりの総単位数に乗じることにより、月額2万7千円相当の加算が得られる仕組みとなっており、これまでに1万5千円相当の加算が得られる区分を取得していた事業所・施設は、処遇改善加算(I)のみを取得することにより、月額1万2千円相当の上乗せ分が得られる。なお、処遇改善加算(I)~(IV)については、いずれかの区分で取得した場合、当該区分以外の処遇改善加算は取得できないことに留意すること。(平27.2版 VOL471問36)
	新設の介護職員処遇改善加算の(I)と(I)の算定要件について、具体的な違いをご教授いただきたい。	キャリアパス要件については、 ① 職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めること等(キャリアパス要件 I) ② 資質向上のための具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保していること等(キャリアパス要件 II) があり、処遇改善加算(II)については、キャリアパス要件 I かキャリアパス要件 II のいずれかの要件を満たせば取得可能であるのに対して、処遇改善加算(I)については、その両方の要件を満たせば取得可能となる。また、職場環境等要件については、実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知している必要があり、処遇改善加算(I)については、平成20年10月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27年4月から実施した取組が対象であるのに対して、処遇改善加算(I)については、平成27日月から実施した取組が対象であるのに対して、必遇改善加算(I)について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2版 VOL471 問37)

加算•減算名	実体 制	加算·減算		加算•減算適用要件
		が加算の算定額に相 重点はいつなのか。	当当する介護職員の賃金改善を実施する際、賃金改	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、以下のとおりである。なお、加算を取得する月の属する年度の前年度に勤務実績のない介護職員については、その職員と同職であって、勤続年数等が同等の職員の賃金水準と比較する。〇平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準・加算を取得する直前の時期の賃金水準(介護職員処遇改善交付金(以下「交付金」という。)を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。)〇平成26年度以前に加算を取得していない介護サービス事業者等の介護職員の場合加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(平27.2版 VOL471 問38)
介護職員処遇改善加算 Q&A	取組」とはまた、処で実施してのと取りが施した賃	は、具体的にどのよう。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	収得するに当たって、平成27年4月以前から継続し容を強化・充実した場合は、算定要件を満たしたも容善と、成27年4月以降に実は、届出書の中でどのように判別するのか。	発0331第34号の別紙様式2の(3)を参照されたい。 また、処遇改善加算(I)を取得するに当たって平成27年4月から実施した賃金改善以外の処遇改善の取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目について、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。 例えば、平成20年10月から実施した取組内容として、介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットを導入し、平成27年4月から実施した取組内容として、同様の目的でリフト等の介護機器等を導入した場合、別紙様式2の(3)においては、同様に「介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入」にチェックすることになるが、それぞれが別の取組であり、平成27年4月から実施した新しい取組内容であることから、その他の欄にその旨が分かるように記載すること等が考えられる。(平27.2版 VOL471 問39)
	する(支給日前に退職した者には全く支払われない)」とい		回ることであり、事業所(法人)全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の介護職員を対象としないことは可能である。 ただし、この場合を含め、事業者は、賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、賃金改善額等について、計画書等に明記し、職員に周知すること。 また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について書面を用いるなど分かりやすく説明すること。(平27.2版 VOL471 問40)	
		っているが、総合事業	防通所介護については、処遇改善加算の対象サー へ移行した場合、処遇改善加算の取扱いはどのよ	- 介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は 取得できない取扱いとなる。(平27.2版 VOL471 問41)
	善」に関しか。 ① 法員 の 法職係 ② ること。 ③ 介護	して、下記の取組に要 、で受講を認めた研修 の賃金に上乗せして に関する交通費につい 職員の健康診断費用		処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれない。 当該取組に要する費用以外であって、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を活行うための具体的な方法については、労使で適切に話し合った上で決定すること。(平27.2版 VOL471 問42)

加算•減算名	実体制	加算•減算		加算•減算適用要件
	職員の賃付金を取る 直前の時いては、3	金改善の基準点の1 得していた場合は、3 期とは、具体的にい		平成26年度以前に従来の処遇改善加算を取得していた介護サービス事業者等で、交付金を受けていた事業所の介護職員の賃金改善に当たっての「直前の時期の賃金水準」とは、平成24年度介護報酬改定Q&A(vol.1)(平成24年3月16日)処遇改善加算の問223における取扱いと同様に、平成23年度の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)をいう。したがって、平成24年度介護報酬改定における取扱いと同様に、交付金が取得可能となる前の平成21年9月以前の賃金水準を賃金改善の基準点とすることはできない。(平27.2版 VOL471 問43)
	量的要件 しい処遇)について、2つ以上 改善加算を取得する	に当たって、平成27年4月から実施した処遇改善	職場環境等要件(旧定量的要件)について、2つ以上の取組を実施した旨を過去に申請していたとしても、あくまでも従来の処遇改善加算を取得するに当たっての申請内容であることから、今般、新しい処遇改善加算を取得するに当たっては、平成27年4月から実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に対して、新たに周知する必要がある。 なお、その取組内容を記載する際に、別紙様式2の(3)の項目の上で、平成20年10月から実施した当該取組内容と重複することは差し支えないが、別の取組であることが分かるように記載すること。(平27.2版 VOL471 問44)
介護職員処遇改善加算 Q&A	といったた	テゴリー別に例示か	資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」 「挙げられているが、処遇改善加算を取得するに当 て1つ以上の取組を実施する必要があるのか。	あくまでも例示を分類したものであり、例示全体を参考とし、選択したキャリアパスに関する要件と明らかに重複する事項でないものを1つ以上実施すること。(平27.2版 VOL471 問45)
	として、平 給が行わ 前の賃金	成26年度の賃金水 れた場合、前年度と	「を取得するに当たって、賃金改善に係る比較時点 準と比較する場合であって、平成26年度中に定期昇 なる平成26年度の賃金水準については、定期昇給 期昇給後の賃金水準となるのか、又は年度平均の	前年度の賃金水準とは、前年度に介護職員に支給した賃金総額や、前年度の介護職員一人当たりの賃金月額である。(平27.2版 VOL471 問46)
	当する賃 定要件に ① 過去	金改善分について、 ある当該賃金改善分 に自主的に実施した	とすることは差し支えないか。	賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準の改善見込額との差分を用いて算定されるものであり、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に加算を取得していた介護サービス事業者等の介護職員の場合、次のいずれかの賃金水準としている。・加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) したがって、比較対象となる加算を取得していない場合の賃金水準と比較して、賃金改善が行われていることが算定要件として必要なものであり、賃金改善の方法の一つとして、当該賃金改善分に、過去に自主的に実施した賃金改善分や、定期昇給等による賃金改善分を含むことはできる。(平27.2版 VOL471 問47)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算				加算•減算適用要件
	算定	するた		草を取得して			賃金改善に係る比較時点に関して、加算を取得していない場合の賃金水準とは、平成26年度以前に処遇改善加算を取得していた場合、以下のいずれかの賃金水準となる。・処遇改善加算を取得する直前の時期の賃金水準(交付金を取得していた場合は、交付金による賃金改善の部分を除く。)・処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準(加算の取得による賃金改善の部分を除く。) 平成26年度以前に処遇改善加算を取得していない場合は、処遇改善加算を取得する月の属する年度の前年度の賃金水準となる。また、事務の簡素化の観点から、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(3)①口のただし書きによる簡素な計算方法により処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額」は、処遇改善加算(I)を取得する場合の「加算を取得していない場合の賃金の総額であって、従来の処遇改善加算(I)を取得し実施された賃金の総額となる。このため、例えば、従来の処遇改善加算(I)を取得していた場合であって、平成27年度に処遇改善加算(I)を初めて取得し、上記のような簡素な計算方法によって、平成28年度も引き続き処遇改善加算(I)を取得するに当たっての「加算を取得していない場合の賃金の総額」の時点は、平成26年度の賃金の総額となる。(平27.2版 VOL471間48)
介護職員処遇改善加算 Q&A	介語	護職員	が派遣労働者 <i>0</i>	場合であっ	ても、処遇改善加	算の対象となるのか。	介護職員であれば派遣労働者であっても、処遇改善加算の対象とすることは可能であり、賃金改善を行う方法等について派遣元と相談した上で、介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、対象とする派遣労働者を含めて作成すること。(平27.2版 VOL471 問49)
	加算	の取行	导は可能か 。			役する場合も処遇改善	新規事業所・施設についても、加算の取得は可能である。この場合において、介護職員処遇改善計画書には、処遇改善加算を取得していない場合の賃金水準からの賃金改善額や、賃金改善を行う方法等について明確にすることが必要である。 なお、方法は就業規則、雇用契約書等に記載する方法が考えられる。(平27.2版 VOL471 問50)
	おり、平成2 従来の処 (IV)となる	介護職員処遇改善加算の届出は毎年必要か。平成27年度に加算を おり、平成28年度にも加算を算定する場合、再度届け出る必要がある		介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所が前年度も加算を算定している場合、介護職員処遇改善計画書は毎年提出する必要があるが、既に提出された計画書添付書類については、その内容に変更(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)がない場合は、その提出を省略させることができる。(平27.2版 VOL471 問51)			
		が、既存の届出 養給付費算定等(内容に変更 制届出書の	点がない場合であ D提出は必須か。		が必要になるが、各自治体の判断において対応が可能であれば、届出書は不要として 差し支えない。(平27.2版 VOL471 問52)	
	月の	前月高	までに実施した介	護職員の処	遇改善に要した費		処遇改善加算(I)の職場環境等要件について、平成27年9月末までに届出を行う場合には、実施予定である処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知していることをもって、要件を満たしたものとしている。(平27.2版 VOL471 問53)

加算•減算名	実 体 制	加算•減算		加算•減算適用要件
	から処遇	改善加算を取得する	取得していない事業所・施設も含め、平成27年4月 に当たって、介護職員処遇改善計画書や介護給付)必要な書類の提出期限はいつ頃までなのか。	平成27年4月から処遇改善加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、4月15日までに介護職員処遇改善計画書の案や介護給付費算定に係る体制等に関する届出を都道府県知事等に提出し、4月末までに確定した介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類を提出する必要がある。(平27.2版 VOL471 問54)
			おいて、平成26年度まで処遇改善加算を取得して 添付書類(就業規則等)の省略を行ってよいか。	前年度に処遇改善加算を算定している場合であって、既に提出された計画書添付書類に関する事項に変更がない場合は、各自治体の判断により、その提出を省略して差し支えない。(平27.2 版VOL471 問55)
	善実施期	間の介護職員の賃金	(与を引き下げることで、あらかじめ設定した賃金改 分が引き下げられた場合の取扱いはどうなるのか。 の提出が必要となるのか。	処遇改善加算を用いて賃金改善を行うために一部の賃金項目を引き上げた場合であっても、事業の継続を図るために、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合については、特別事情届出書を届け出る必要がある。なお、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要がある。また、その際の特別事情届出書は、以下の内容が把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・介護職員の賃金水準の引下げの内容・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2版 VOL471 問56)
			『引き下げられた場合であっても、加算の算定額以れば、特別事情届出書は提出しなくてもよいのか。	処遇改善加算は、平成27年3月31日に発出された老発0331第34号の2(2)②の賃金 改善に係る比較時点の考え方や、2(3)①ロのただし書きによる簡素な計算方法の比 較時点の考え方に基づき、各事業所・施設が選択した「処遇改善加算を取得していない 場合の賃金水準」と比較し、処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善の実施を求め るものであり、当該賃金改善が実施されない場合は、特別事情届出書の提出が必要で ある。(平27.2版 VOL471 問57)
	結果、事業		き下げたが、一部の職員の賃金水準を引き上げた 員全体の賃金水準は低下していない場合、特別事 いか。	一部の職員の賃金水準を引き下げた場合であっても、事業所・施設の介護職員全体の賃金水準が低下していない場合は、特別事情届出書を提出する必要はない。ただし、事業者は一部の職員の賃金水準を引き下げた合理的な理由について労働者にしっかりと説明した上で、適切に労使合意を得ること。(平27.2版 VOL471 問58)
			連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善 れた場合、特別事情届出書の提出は必要なのか。	事業の継続を図るために特別事情届出書を提出した場合を除き、賃金水準を低下させてはならないため、業績連動型の賞与や手当が減額された結果、賃金改善実施期間の賃金が引き下げられた場合、特別事情届出書の提出が必要である。(平27.2版 VOL471 問59)

加算·減算名	₹ 体 加算·減算		加算•減算適用要件
介護職員処遇改善加算 Q&A	耐改定の影響のみを理由と 新しい処遇改善加算を取得な、事業の継続を図るために、)を引き下げた上で賃金改動か。 時別事情届出書を提出し、介	するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出 介護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 善を行う予定であっても、当該加算の取得は可能な 「護職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除 善を行う場合、賃金水準の引下げに当たっての比	特別事情届出書による取扱いについては、事業の継続を図るために認められた例外的な取扱いであることから、事業の継続が可能にもかかわらず経営の効率化を図るといった理由で、介護職員の賃金水準を引き下げることはできない。また、特別事情届出書による取扱いの可否については、介護報酬改定のみをもって一律に判断されるものではなく、法人の経営が悪化していること等の以下の内容が適切に把握可能となっている必要がある。・処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容・・介護職員の賃金水準の引下げの内容・・当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み・介護職員の賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きを行った旨(平27.2版 VOL471 間60) 特別事情届出書を届け出ることにより、事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことが可能であるが、介護職員の賃金水準を引き下げた後、その要因である特別な状況が改善した場合には、可能な限り速やかに介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることがら、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものであるが、介護職員の賃金水準を引下げ前の水準に戻す必要があることがら、本取扱いについては、あくまでも一時的な対応といった位置付けのものである。したがって、新しい処遇改善加算を取得するに当たってあらかじめ特別事情届出書を提出するものではなく、特別な事情により介護職員処遇改善計画書に規定した賃金改善を実施することが困難と判明した、又はその蓋然性が高いと見込まれた時点で、当該届出書を提出すること。(平27.2版 VOL471 間61)

加算·減算名	実施	体制	j.	□算•減算	加算•減算適用要件
介護職員等特定処遇改善加算(I)	0		加算	15/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護を業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示第95号81の2> イ介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善きについて、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)経験・技能のある介護職員の方ち一人は、賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)経験・技能のある介護職員の関りでないこと。 (二)指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (三)介護職員経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の「金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員の「金改善とただし、介護職員」の「金改善に要する費用の見込額の平均が、行護職員に経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (2) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定数との資金、大きにより事業の継続が困難な場合、当該事業所の職員の処遇改善の算の算金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容についてに両村長に届け出ること。 (4) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員の過改善が算(I) 又は(II)のいずれかを算定していること。 (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護費における介護職員の必遇改善の内容(国の選問するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員のの届改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (6) 行の必遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
介護職員等特定処遇改 善加算(Ⅱ)	0		加算	12/1000	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合 <平成27年厚生労働省告示第95号81の2> ロ 介護職員等特定処遇改善加算(II) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。